

平成28年4月26日

答申第699号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、NHKの代理人弁護士が佐賀地方裁判所に提出していた、当該視聴者とは別の特定個人に対する受信料等の債権差し押さえの申し立てを取り下げた理由について、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、NHKが保有しておらず存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年4月26日（第237回審議委員会）

第716号諮問、審議、答申